

令和 8 年 10 月 2 日

各関係団体代表者 殿

島根労働局長



島根県最低賃金の周知・広報等について

労働行政、とりわけ最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、島根県最低賃金が時間額 1, 0 9 2 円（現行金額より 59 円引き上げ）に改定され、令和 8 年 10 月 10 日（土）から効力が発生することになりました。

島根県最低賃金は、正社員、パート、アルバイト等の呼称の如何を問わず、島根県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしていることから、島根労働局におきましては、県内全域の事業者及び労働者への周知を行っているところです。

つきましては、貴職におかれましても、同封したポスターの掲示、貴職発行の広報誌（紙）・ホームページへの記事（記載例があります。）の掲載等、改定された最低賃金の周知広報について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、広報誌（紙）等へご掲載の際は、お手数ではございますが、記事掲載部分を当局賃金室まで、共有いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援事業として、厚生労働省が所管する業務改善助成金やキャリアアップ助成金等のほか、経済産業省や中小企業庁が所管する各種支援施策や、働き方改革推進支援センターが実施している専門家による無料相談などがありますのでご活用ください。

【担当】

〒690-0841 松江市向島町134番10

島根労働局労働基準部賃金室 ☎0852-31-1158

渡辺(watanabe-junichi.bk8@mhlw.go.jp)

曾田(sota-tomoya.sn7@mhlw.go.jp)